

# 議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

学校教育課 学事係

## 議案名

議案第76号 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

令和7年3月31日をもって桐生市立境野幼稚園、桐生市立広沢幼稚園及び桐生市立桜木幼稚園を閉園するため、桐生市立学校設置条例から3園を削除するものです。

## 概要

桐生市立境野幼稚園、桐生市立広沢幼稚園及び桐生市立桜木幼稚園を閉園するため、条例第7条中の表から3園を削除します。

3園の閉園後、公立幼稚園は次の2園となります。

名称	所在地
桐生市立西幼稚園	桐生市小曾根町6番1号
桐生市立相生幼稚園	桐生市相生町二丁目408番地の9

(施行期日：令和7年4月1日)

## 背景・経過

少子化の進行と施設の老朽化を鑑み、令和4年8月に「公立特定教育・保育施設の配置見直し」を策定し、幼稚園等の適正配置を進めるなかで、公立の幼稚園3園について、令和7年3月31日をもって閉園とするものです。

閉園に当たり、境野幼稚園と桜木幼稚園の園児は、令和7年度以降は桐生市内の他の幼稚園等で受け入れる体制を整えるとともに、広沢幼稚園については同日をもって閉園する広沢南部保育園と統合し、令和7年4月1日に認定こども園に移行します。